

## 鳥取藝住実行委員会

# 情報公開規程

### (目的)

第1条 本規程は、鳥取藝住実行委員会（以下「本会」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この本会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

### (本会の責務)

第2条 本規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (情報公開の対象及び方法)

第3条 本会の情報の開示及び公開の対象及び方法等については、法令の規定を遵守するほか、本規程の定めるところによる。

- 2 公開の対象とする本会の情報は、別表のとおりとする。
- 3 別表に掲げる情報に関する書類を主たる事務所に常時備え置き、これを閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。
- 4 前号の方法によるほか、貸借対象表の公告その他必要と認められる情報の公開については、インターネットを利用する方法によって行う。

### (事務管理)

第4条 本規程による情報公開に関する事務は事務局が行う。

### (閲覧等の場所及び日時)

第4条 前条第3項の規定に基づく閲覧等の場所及び日時は、当該閲覧等の希望者の求めに応じて事務局長が指定するものとする。

### (閲覧等に関する事務)

第5条 閲覧等の希望があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧等申請書に必要な事項の記入を求め、その提出を受ける。
- (2) 閲覧等申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要な事項を記載し、申請された書類を閲覧等に供する。

(3) 閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収することができるものとする。

(利用者のへの要請)

第6条 本規程による公開情報の閲覧等をした者に対しては、これによって得た情報を、本規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう求める。

(細則)

第7条 本規程の運用に必要な細則は、事務局長が委員長と協議して定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員長が理事会の審議を経て行う。

## 付則

この規程は令和4年9月16日から施行する。

## 別表

公開対象情報の種類	保存期間
会則および諸規程	永久
事業計画及び活動予算に関する情報	5年間
事業報告及び活動決算に関する情報 (貸借対照表、活動計算書、財産目録を含む)	永久
総会及び理事会の議事録	永久
会員及び役職員の名簿	5年間
会計帳簿その他の会計関係情報	10年間
その他委員長が認める情報	逐次決定

様式 1

## 閲覧等申請書

鳥取藝住実行委員会委員長

殿

申請年月日：

申請者氏名：

申請者住所：

申請者連絡先：

以下のとおり、閲覧 ・ 謄写 を申請いたします。

(該当するものを○で囲んでください)

なお、私（申請者）は、下記の目的に従って閲覧等をした書類から得た情報を、当該目的に即して適正に使用するとともに、当該情報によってみだりに第三者の権利を侵害しないことを誓約いたします。

### 閲覧等の目的

閲覧等を求める書類。(該当記号を○で囲み、右側に具体的な内容を記入してください。)

ア 会則および諸規程：

イ 事業計画及び活動予算に関する情報：

ウ 事業報告及び決算活動決算に関する情報：

(貸借対照表、活動計算書、財産目録を含む)

エ 総会及び理事会の議事録：

オ 会員及び役職員の名簿：

カ 会計帳簿その他の会計関係情報：

キ その他：

